

# 地域別ガイドライン措置状況説明書 神楽坂地区（Dエリア）

景観誘導項目（5） Dエリアの屋外広告物における景観形成  
（屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）p11）

## ○景観形成の目標

魅力と活気あふれる商業空間を誘導し、居住施設と商業空間が共存するヒューマンスケールのまちなみ景観へ

## ○具体的な方策に対する措置の状況を記入してください。

具体的な方策 ①光源の色温度 光源の使用 あり なし ※「あり」の場合、以下を記入

◆光源の色温度を「昼白色（5000K以下）」「電球色（3000K以下）」とする。

記載欄

具体的な方策 ②壁面広告物 壁面広告物 あり なし ※「あり」の場合、以下を記入

◆低層部（原則として地上7m以下）までの掲出とする。

記載欄

◆一壁面における合計面積は、低層部面積の20%以下とする。

記載欄

◆一点の面積は10㎡を上限とする。

記載欄

◇切り文字や箱文字の表示を活用する。

記載欄

<b>具体的な方策 ③突出広告物</b> <b>突出広告物</b> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし      ※「あり」の場合、以下を記入	
◆1店舗につき1台までの設置とする。	
記載欄	
◆壁面からの出幅を1m以内に収め、全体の下端の高さを地上3.5mとする。	
記載欄	
◆複数ある場合は、下から縦1列に並べる。	
記載欄	
<b>具体的な方策 ④敷地内の自立広告物</b> <b>自立広告物</b> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし      ※「あり」の場合、以下を記入	
◆歩行者の通行や見通しを妨げない大きさとする。	
記載欄	